

# 回覧

令和7年12月22日

## 各 位

### 林野火災注意報及び警報発令に伴う屋外における 火の使用制限について（お知らせ）

標記の件について、下記のとおりお知らせいたしますので、内容をご確認の上、火災予防にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

1 理由 令和7年2月の岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めることを目的とした火災予防条例の改正が行われたため。

2 開始時期 令和8年1月1日から

対象暫定期間：毎年1月から5月

3 発令条件

(1) 林野火災注意報

- a 前3日間の合計雨量が1mm以下、且つ、前30日間の合計雨量が30mm以下の時
  - b 前3日間の合計雨量が1mm以下、且つ、乾燥注意報が発表された時
- ※a・bのいずれかに該当した場合に発令

(2) 林野火災警報

林野火災注意報の条件に加え、強風注意報が発表された時

4 屋外での火の使用について

- (1) 林野火災注意報・・・火の使用の制限に従うよう努めなければならない
- (2) 林野火災警報・・・火の使用の制限に従わなければならない

5 周知方法 注意報又は警報に該当した場合は、朝7時ごろに

- ・壱岐市ホームページ
  - ・壱岐市ケーブルテレビのテロップ
- でお知らせします。



ホームページ

火煙上昇届

6 その他 •警報発令時は、消防車両による広報を行います。  
•詳細は、壱岐市ホームページでご確認ください。

問合せ先 壱岐消防署 45-3037  
郷ノ浦支署 47-1171  
勝本出張所 42-1119